

第六十一回 参議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会会議録第十一号

昭和四十四年六月十八日(水曜日)
午後二時五分開会

委員の異動

六月十八日

辞任

足鹿 覺君

補欠選任

沢田 政治君

出席者は左のとおり。

委員長

山本茂一郎君

理事

伊藤 五郎君

源田 実君

鶴岡 哲夫君

松下 正寿君

委員

内田 芳郎君

河口 陽一君

大松 博文君

中村喜四郎君

長屋 茂君

長谷川 仁君

山本 利壽君

川村 清一君

小林 武君

沢田 政治君

達田 龍彦君

渋谷 邦彦君

春日 正一君

国務大臣

外務大臣

国務大臣

政府委員

総理府特別地域
連絡局長

愛知 揆一君

床次 徳二君

山野 幸吉君

事務局側

総理府特別地域
連絡局参事官

防衛庁防衛局長

外務省条約局長

常任委員会専門員

加藤 泰守君

矢野 基男君

佐藤 正二君

瓜生 復男君

復男君

復男君

復男君

復男君

復男君

復男君

復男君

復男君

復男君

復男君

復男君

復男君

復男君

復男君

復男君

復男君

復男君

復男君

復男君

復男君

復男君

復男君

復男君

復男君

復男君

復男君

復男君

本日の会議に付した案件
○沖繩における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法案(内閣提出、衆議院送付)
○沖繩及び北方問題に関する対策樹立に関する調査
(沖繩の施政権返還交渉問題等に関する件)

○委員長(山本茂一郎君) ただいまから沖繩及び北方問題に関する特別委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
本日、足鹿覺君が委員を辞任され、その補欠として沢田政治君が選任されました。

○委員長(山本茂一郎君) 沖繩における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法案を議題といたします。
本案に対する質疑は、去る十一日の委員会においてすでに終局しておりますので、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

別にお意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山本茂一郎君) 御異議はないものと認めます。
それでは、これより採決に入ります。

沖繩における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法案を議題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

○委員長(山本茂一郎君) 全会一致と認めます。
よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(山本茂一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本茂一郎君) 次に、沖繩及び北方問題に関する対策樹立に関する調査を議題といたします。
質疑のある方は順次御発言願います。

○達田龍彦君 私がきょう質問をいたしたいのは、今回の愛知外務大臣の沖繩返還に基づく訪米の問題について御質問をいたしたのであります。すでに衆参両院の本会議で報告がなされ、それに対する基本的な説明、質疑がかわされておるわけでありましても、なお確かめておきたい問題等がございますので、これらの問題を中心に質問をしたいと考えておるのであります。

まず最初にお尋ねをしておきたいことは、今回の訪米にあたりまして、訪米の成果をどういうふうにお互い自身評価をされておるのか、まずその点からお伺いをしておきたいと思ふのであります。

○国務大臣(愛知揆一君) 今回訪米いたしましたのは、本会議その他で御報告をいたしましたように、ニクソン政権ができましたから、政府としては初めての正式の接触でございますから、いろいろの問題について意見の交換をいたしたいと考えて

まして、いろいろの用意はしてまいりましたし、またそれなりに得るところもあったように思われますが、何と申しまして、最大の懸念で早く解決したいのは、沖繩返還問題。沖繩の返還問題についていかになる成果であったかというお尋ねと思いますが、最初の接触であり、また政府としてのアメリカに対する要請については、ほとんど余すところなく要請をいたしましたつもりでございますけれども、何ぶんにも非常にむずかしい問題でありますだけに、また当初から、これはいけば第一ラウンドと心得ておったわけでございまして、本件については、いけば返還交渉が軌道に乗ったという事は申すことができると思存します。これこれの点についてこうこういうような結果であったというところまではまだまいっておりません。

○達田龍彦君 それで具体的にお尋ねをしておきたいと思うのでありますが、新聞あるいはテレビその他の報道によりますと、核に対する今回の話し合いでの取り扱いは、アメリカとは話し合いがされなかったというように承っておりますけれども、一体日本の立場として、沖繩の核の問題に対してこちらのほうから主張しなかったのかどうか、主張したとするならば、どういう内容を核の問題に対して外務大臣は主張されたのか、その点をひとつ明確にしたいと思存いたします。

○国務大臣(愛知揆一君) それでは少し、核の問題だけではございませんが、本会議その他で御報告したことで重複いたしますけれども、基本的な政府としての態度を御説明いたしたいと思存します。

まず早期返還ということについては、おそくも一九七二年に返還を求め、施政権返還後の沖繩の基地のあり方については、日米安保条約並びにこれに関連して現存するところの交換公文あるいは了解事項、こういったものをそのままおに本

土並みに適用せらるべきこと。核については、日本国が唯一の核被害国であるということからいたしましても、国民的に核武装あるいは核兵器というものに独特の考え方を持っておる。また、沖縄基地について核というふうなものが必要とまでは考えられない。沖縄の県民については、施政権が返還された後においては、本土と差別のない状況において生活を享受することができるよう、こういう点がわがほうの基本的態度といたしまして、先ほど申しましたように、私としては十分に当方の主張すべきことは主張いたしたつもりでございます。

○達田龍彦君 これは、これまた新聞にも出ておるのでありますけれども、かりにいま外務大臣が主張された内容というのは、核抜き・本土並み返還ということが大体基本として貫かれていくように理解されるのでありますけれども、その中で一番問題になりますのは事前協議の取り扱いの問題であらうと思っております。特に事前協議をどういうように運用していくかということが今後非常に重要な問題になってまいらると思っております。また、これいかにいって日本は日本の国土が沖縄基地並みの状態になっていくということも考えられるのであります。非常に私は重要な問題であらうと考えておるのであります。

そこで、この事前協議の諸否をきめるにあたって、政府の態度によりますと、イエスという場合もあり、ノーという場合もあるということでございますけれども、今後佐藤訪米までの間に、この事前協議の基準の取りきめについて話を煮詰めていくという考えであるのかどうか、そうして、煮詰めるお考えであるとするならば、その基準というものはどういふようなことを基本として基準をおきめになるのか、その点をひとつ承っておきたいと思っております。

○国務大臣(愛知揆一君) ただいま申しましたように、従来九年間にわたって行なわれております取りきめ、これらについて特別の取りきめがなく沖縄にそのまま適用されることが望ましく

い、これは交渉の基本線でございますから、何もそういうふうなものはない。そのまま沖縄の施政権が返還される、これは最も望ましい形である。私も考えているわけでございますから、そういうふうなところで、十一月佐藤総理訪米の時期に、そういうラインで話の大綱がまとまればたいへんけっこうなことである、そういう線に向かって最大の努力をしようというのが私どものたたいまの状態でございます。

事前協議の問題については、御案内のように、事前協議という制度ができたのは九年前でありまして、幸いにして事前協議というものが実際に行動したことはございません。これはいろいろの意味で、私は一つの安保体制全体のメリットであったと考えてます。ですから、今後におきまして、そういう事態の起こらないことが最も望ましいわけ、それが理想的な姿である、こういう基本的な考え方の上でまいりたい。同時に、日米の間におきまして安保条約の確に実行してまいります。その上におきましては、沖縄の施政権の返還ということを前提にして、十分両方の考え方というものの合意を持っていくことが何より必要でございまして、その点について今後数ヶ月の間とつくりひとつ相談をしていきたい。七月の下旬には、再び国務長官と今度は東京において私と会談の機会がございまして、九月十五日ごろを予定しておりますが、ワシントンで第三回目の会談をいたしたい。こういうような時期を活用し、あるいはその間において通常の外交チャンネルを通じて、こうした考え方というものをだんだん合意の線に煮詰めていくようにしたい。

それから、事前協議について基準というふうなお話がいりうございしますけれども、私は、そういう基準というふうなものは、観念的には考えられるかもしれないけれども、さようなことはなかなかむずかしいことではないか、こういうふうな考えをしております。

○達田龍彦君 そうしますと、事前協議の基準をきめないで、よく外相が表明されておりますところの、高度の政治判断をもって事前協議の場における諸否の態度決定をする、というのが政府の基本的な姿勢である、こう理解していいのですか、どうですか。

○国務大臣(愛知揆一君) そうした点については、まだ十分の話し合いをしていきたいと思います。それから、こういう形だけが最善だというふうにはわかにきめ切れない。また、これからの検討の余地を十分残しておかなければならないと思っております。そういう姿で考えていくというふうな点に固定的に考えるべきではないと思っております。

○達田龍彦君 どうもはつきりいたしませんけれども、核抜き・本土並みという主張をし、アメリカに対して事前協議の中で将来の関係をきめていくと、こういう立場になりますと、やはり相手側としてみても、一体どの程度に日本の政府が事前協議の運用を考えているのか、このことは返還交渉と無関係にものをきめるわけにはまいらぬ。したがって、そういう観点から考えても、今後の返還の問題の中には、事前協議をどういうように日米双方で運用していくか、日本政府はどのような判断をもっておるか。ただ単に日本の政府の政治判断のみにまかせて核抜き・本土並みという主張が通っていくのかということになると、私は今日の日米間の情勢の中でそういう簡単なものではないんではないかという気がしてならないので、そういう意味ではやはり諸否の基準というものを明確にきめる交渉の過程があるのではないかと、うふな気がしてなりません。そういう意味での基準のきめ方について、一体そういうものをきめていくお考えがあるのか。内容についてはまだ固まっていぬ段階かもしれないけれども、もう一つの方針というものがなければアメリカとの交渉もなかなか進められないのではないかと、うふな気がいたします。そういう意味での基準の求め方が私は当然あつてしかるべきではないかと思っております。そういう面での外務大臣のお考えをただしておきたいと思っております。

○国務大臣(愛知揆一君) そういうふうなお考えも一つの考え方でありましようが、そもそも、いきなり事前協議ということに入らずに、安保条約の体系全体がそのまますなにおに現行どおりに沖縄に適用されるということが、私はいわゆる本土並みであり、最も望ましい結果であらうかと思っております。そして、これを運用していく上においては、日本はアメリカと完全に対等の立場で、主権を完全に持っている国として、協議というものに当たる場合におきましても、自主的な判断で国益を守るといふ立場で、日本側の意見というものが十分その中に生きていかなければならない。法律的に言えば、この事前協議の問題を問題にしてみれば、これはイエスと言ふかノーと言ふかという、この立場を留保しているわけなんです。その留保していることを、これを解くためには、日本の意思というもので、これを決定するということになければ、対等の立場で、主権国家の立場で結んだ条約の運用であるとは言えないわけでありまして、これをあらかじめ、こういふ場合にはその留保した権利を委譲してしまふ、野放しにしてしまふというふうなことをかりにするということ、これはたしてこれは主権国としての立場で主体的な判断で留保された権利を行使することができると言えるだろうかというふうなことも、根本的に考える必要があるのではないかと、思います。そういうことを十分腹に入れたら、アメリカはまたアメリカの立場においてこの安保条約の運用についてはアメリカとしての考え方もあるから、そういう点については十分考え方を真剣に討議し合う中に両方が満足し得るような合意が私にはでき上がついていく。それをどういふ形にするかとは、そういうふうな運用の指針にするかということとは、そういうふうな合意が十分に実質的にできるとは、にわかに結論を予想して、こういう以外に方法はないとか、こういふのだとか言つてみても、私は観念論になりまして得るところが

乏しいし、いわんやこれから真剣な話し合いに入る場合でございますから、私といたしましては、考えるいろいろの場面は頭の中には予想されますけれども、あまり洗いきらい申し上げることもいがかかと存するわけでありませう。

○達田龍彦君 どうも回答の中から必ずしもはっきりしない面があるわけでありませうけれども、端的にお尋ねをいたして、この基準というものは最終的に煮詰まる段階ではきめなければならぬ、いわゆる基準というものを求める考えがあるのかないのかですね。いま外務大臣の御説明では、いま直ちにきめて交渉に入るということではない。将来の段階としてどうするかということについては必ずしも言及されておりませうけれども、いづれにしてもこの二、三ヶ月の間に日米双方でもって話を煮詰めていくわけでありませうから、最終的に返還の時期のめどづけができる段階では、安保の自然延長その他の安保延長の方法も当然問題になってまいらると思ふのでありませうけれども、それとの関連において、必ず私は最終的には事前協議制の問題についてどう取り扱うかということとは当然問題になってくると思ふのでありませう。その場合に、その諸否の具体的な内容は、煮詰める段階にきまる段階で日本の立場としてどういう形に持っていくという形は、私は当然考えておられるのではないかと思います。でありますから、一体いまのままでいいということに必ずしもならないのではないかと、事前協議のあり方について。そのうなつてまいらますと、やはりそこに何らかの政府の考え方を持たなければならぬ。それが一種の形のある基準というものになつて、日米双方で合意というものをいくのか、それともいままでどおりの形で持っていくのか、ここに私は一つの問題があると思ふのでありまして、そういう点について一体どうだ、こういうことをお尋ねしているわけでありませうから、ひとつ十分理解のできるように御説明をいただきたいと思ふのでありませう。

す。

○國務大臣(愛知揆一君) 先ほども申しましたように、安保条約のいろいろの取りきめがございませう。それをそのまゝ何にも特別の定めをしないでいくというのはいわゆる本土並みではないかと思ひますから、現在のままでいいではないかというところも一つの案として考えられます。それから、先ほどお話がございましたように、イエス、ノーのときに基準をきめておけばいいではないか、これも一つの考え方であらうかもしれませう。しかし、同時に、先ほど私申しましたように、事前協議というものは、日本の安危にかかわるような事態が起こらない、日本の安危に直接関連するような周辺に危機が起こらないというところであるならば、事前協議ということも起こらないはずでありまして、事前協議ということが日本政府にアメリカ政府からかかつてこないというところが一番望ましい姿ではないだろうか、こういうことを本質的に考えて、今後の沖繩施政権返還がわれわれの希望どおりいけば一九七二年に行なわれるわけですが、この施政権が返還された後においてどういふ姿が望ましいかということでは日米間の合意を求めていくということになるのがこれからの検討課題でございますから、たとえば基準をきめるのがよからう、あるいは何にもしないことを、あまりいまの段階で、まだどちらの方法をとるかというのをきめるという段階ではないかと、私はかように考えておられるわけでございます。要は、事前協議がかかつてくるような事態が起こらないようにするということについては、これは必ずしも安保条約だけではうまくいかないかもしれませう。いろいろほかの日本としてなすべきこともございませう。たとえば、一九五〇年代と比べれば、現在のほうが私は朝鮮半島の緊張の緊迫性というものはかなり薄らいでいると思ひます。そういうような点について、国際緊張の緩和についていろいろ手広く方策を講じていかなければならぬ面もある。そして、安保条約の

関係においては、事前協議というようなことが起こらないような事態をこの上にもつくつていく。それから、それでもなおかつ日本の直接安危にかかわるような事態が不幸にして予知され、また現実性を帯びてきたような場合に、あるいはそれに関連して日本の、あるいは沖繩の安全に非常な危機が周辺において起こつてきたというような場合に、日本として主体的に判断して、そして、そういう際にアメリカから事前協議があつたような場合に、これに対して日本としても、日本の立場からいってこれはイエスだと言ふといううなことがあり得ると思ひますけれども、そういうときに備えるためにさらに何か特別の合意がどうしても必要だということならば、それも考えなうようなものではございませうが、私は、特別の取りきめといううようなものはできるだけ必要ないようにして処理をするのが現在のところ考えたところでは一番望ましい姿ではないかと、こう思つておられるうなわけでございます。

○達田龍彦君 望ましい姿であるということとはよくわかるんです。しかし、相手があることであり、それから客観諸情勢の変化ということがあつたわけでありませうから、そういう望ましい方向だけに現実が出てくることは限らないわけでありませう。そういう意味ではやはり私は問題を考へておかなければいけないのではないかとおもうのでありませう。当然外務省は考へておられると思ふのでありませうけれども、なかなかそれを発表しようと思はれないのが今日の実情ではないかと思ふのでありませう。特に、この沖繩返還交渉の最大の問題点は、何と云つても極東における沖繩の軍事的役割というものが一番問題でありますから、いま外務大臣が言われるように、本土並みという形になるということは、当然一面考へられることは、沖繩の軍事的機能が低下するということが一面言われるのではないかと思ふのでありませう。そういうことになったときに、一体アメリカとしても日本としても、そのままでいいという主張になるのかどうか。いま、政府の態度からいくと、そうならない

んではないかという私は気がいたすのでありませう。本土並みに沖繩の基地が機能を果たすということになりますと、政府のいまの方針からいきましても、アメリカの今日のとつておる立場から考へても、私は、それでは沖繩の基地の機能は低下するという判断に立つのではないかとおもうんです。じゃどこでそれを補うかという問題が出てこなければならぬと思ふ。そういう中から、よく論争されるところの自衛隊の増強の問題とか、あるいは日本がアメリカにかかつて東南アジアあるいはアジアにおける軍事的役割を肩がわりしての諸政策をとるということがあつたのではないかとおもうと思ふのでありませう。これまた私は当然であらうと思ふのでありませう。でありますから、望ましい方向であるけれども、そういう面を考へてまいらますと、やはり日本としてもそれにかかわるものを何か持たなければならぬ、これは日米交渉の当然の理屈だと思ふんです。そういう面から、一つは事前協議の基準のきめ方という問題が、やっぱり諸否の問題というものが問題になりませうし、それから自衛隊の増強によるところの軍事力の強化、防衛力の強化という問題が当然問題になつてこなければならぬし、それから日本のアジアにおけるいわゆる自由諸国陣営における立場というものに対する変化が当然起こつてこなければならぬという理屈が出てくる。私はそういう観点からものを考へるときに、いまの状態では、いま外務大臣がおっしゃられるように望ましい方向だけどもが解決するとは考へません。したがつて、一体最終的に佐藤総理が訪米によつて問題をきめる段階では、そういうものも問題がアメリカ側から当然私は要求されると思ふのでありませう。その中の一つとして、いま言つたように、事前協議の問題についてはどうするんだということがない限り、核抜き本土並みという条件は日本が確保することは私は困難だと思ふ。もしいま大臣が言われるように望ましい方向だけで問題が解決するような安易な状態であるならば、私はけっこうなことだと思ふのでありませうけれども、そういう問題

はないと私は思っております。もう一つ、うがって言うならば、そういう状態だからあるいは事前協議にならないような状態をつくっていくことだと、こうおっしゃられるのは、私はほんとに核抜き・本土並みだという主張を日本政府が考えてないのではないかと気がいたすのであります。むしろ、そういうことを本気で考えておるとするならば、この事前協議の問題にしても、あるいは自衛隊の増強等の問題についても、一つの確とした考え方と方針を持ってアメリカと交渉しなければ私は交渉は着詰まらないだろうと考えておるんであります。そういう意味で、この事前協議の問題について、私はいま言ったような日本の主張を通すためには当然考えておかなければならぬ問題である。それを望ましい方向でものが結着つければいいのだというだけでは解決することにならないので、その点をひとつどうだということをお話ししているわけでありまして、もう少し私が言っていることも理解をいたして御答弁を賜りたいと思うのであります。

○国務大臣(愛知揆一君) 何と申したいのでしょうか。いままで申し上げていることに尽きるわけですが、要するに、日本の主権的な立場から言えば、日本の安危がおよびかされはしないか、その具体性、その緊迫性というものが一番大事な点だと思ふんです。その場合に、いかなる措置を日本が主体的にとるか、そのとき手段方法の中にはいろいろのことが考えられましよう。観念的には、いまおあげになった、そのときには日米安保条約で、アメリカもこれはたいへんだということ、日本を守る義務からいって事前協議をかけたというふうな場合には、これは常識的に言っても、だれしもこれはイエスと言つていかなければならない問題であらうと思ふますが、それが一番緊迫した場合であつて、これを一方において腹に入れておいて、またそういう事態ができるだけ起こらないようにいろいろの施策を講じていく、これが一番平たく考えた場合の今後われわれの処するべき道であると思ひま

す。それから同時に、私の申し上げていることで御納得を得られないですけれども、同時にこれは、いまも御想像いただいているように、相手方がどう考えているか、相手方の考え方というものが、これは私も想像ができませんが、これからしかしそういう点について折衝をやつていくという場合に、こちら側の一番望ましい交渉の基本線というものを強く抱いていることが大切であつて、あまり先走りをして過ぎて、いろいろの状況を想定して、この場合はどうか、この場合はどうかということは、場合によりましては、現在あまりに論議を重ねることは、かえつて不得策のこともあるのではないかと。交渉に当たります私の立場からいって、そういう点も頭にありまして、次第でござります。

○達田龍彦君 いつも外務大臣の答弁は、肝心なところになりますと、日米間の交渉を有利にするためにあまり論議をすることは好ましくないという姿で問題を処理されようとするのでありますけれども、私はそういう国際間の交渉の必要性についても理解はできますけれども、それよりも私は重要なことは、政府の方針、考え方というものをこの段階ではやっぱり国民の前に明らかにして、そして国民の意思を結集して交渉に当たるといふ前向きな姿勢がより重要ではないか、よりまた国民としても必要性を感じておるのではないかと、うように考えるがゆゑに、こういう質問をいたしているわけでありまして、その点は外務大臣のいまとられておられる立場と私の考えている立場は違つておりますけれども、そういう立場で私はやはり外務大臣としても国民の前に明らかにすべき内容については進んで明らかにするといふ態度をひとつおとりのをいただきたいと思ふのであります。

態度の決定は、一体どういう形で態度の表明をされたのか、基本的な日本の姿勢なのかどうか、こういう点について、自民党にそういう強い意見がある、こういう意味でアメリカに申し上げたといふことを言われておるのではありませんけれども、私はこれも非常に問題のある回答であると考えているのであります。いやしくも日米で、外務大臣が日本を代表して交渉されたのでありますから、そういう日本を代表する交渉の中で、まだ国民の意思も国会の意思も明確になつてない中で、しかも沖繩問題のきわめて基本になる安保条約の取り扱いの問題をめぐつて、与党である自民党の大多数の意見がこうだといふ表明をもって交渉をしていくという態度、姿勢というものは、私は日本を代表した交渉の立場としては非常に軽率ではないかという気がいたすのであります。そういう意味では、新聞その他でも論議されておるうちに、日本の立場はそうだとおつて、これをむしろ言つたのがほんとうであつて、国内で国会や世論からいろいろ問題が提起されたのでそういう逃げこたを使つたのではないだろうかというふうな憶測すら私は出てくるのであります。非常にこの交渉の経過を見てみまして問題があると考えておるのであります。

そこでお尋ねをしておきたいことは、一体、では安保の自動延長というふうな、こういう姿勢の問題、基本的な日本の立場の問題は、今回の沖繩返還の問題の中で表明される考えがあるのかどうか、表明されるとするならばいつどこでそれが表明することになるのか——たとえば十一月に予定されているところの佐藤訪米の中で具体的に表明されるのか、こういう問題について当然疑問が出てくるわけでありまして、その点について外務大臣の御答弁をいただきたいと思ふのであります。

カ政府側におきましても、私が何も正式に日本政府からの提案をしたというふうには受け取つていない。まだこれは過程の中における一つの、何と言ひますか、一こまであつて、私は日本国内の状況についても客観的なオブザーベーションを話題に供したにすぎません。政府といたしましては、いづれこの安保条約の継続のさせ方あるいは延ばし方について、態度をより真剣に検討した上で決定をして、しかるべき時期にそのことも国民にお訴えをしたいと考えておりますけれども、いままだその時期ではない、かように存じております。同時に私が申し上げたいと思ひますことは、私どもは、安保条約の堅持ということが基本国策である、最も正しい、賢明なる選択であると考えておりますから、その基礎の上に、先ほども安保条約——一連の取りきめの本土並み適用ということをおアメリカに伝えましたことは申し上げたところで、安保体制のワクの中で施政権返還が行なわれることを期待しているわけでありまして、どういう形で延ばすかは別として、安保条約の堅持ということは同時に基本的な考え方である、こういうことははっきり申し上げることができると思ひます。まあ施政権返還問題につきましては、政府としては、大体十一月総理訪米の機会に決着をつけたい、またつけ得る見込みで今後とも全力をあげてやりたいという気持ちでございますし、常識的に考えれば、その際に、あるいは国内的にはそれ以前に、安保条約の延ばし方についても正式にきめるのが筋であらう、いまのところ常識的にさうに存じております。

○川村清一君 関連いたしましてちょっとお尋ねしたいんですが、私は事前協議の問題について具体的にちょっとお聞きしたいんですが、沖繩が返還された際には本土並みになる、安保条約が本土並みに向こうに適用されるということに関連してござりますが、現在日本のたとえば横須賀であるとかあるいは佐世保に原子力潜水艦が寄港する場合に事前に通告してまいります。しかしながら、沖繩には現在事前に通告されておらないわけ

です。屋良主席がこのことについてアメリカ当局に対して事前通告するようにという申し入れをしているのでありますが、新聞報道によつて見ますと、ランパートはこれに対して拒否してきたと、こういうようなことが出ておりますが、そこで、いま沖縄の施政権が返還された場合におきましては、本土並みになるということであれば、当然原子力潜水艦が沖縄に入ってくる場合は事前に日本政府に対してやはり通告してくるものであると、かように判断します。と同時に、B52などというものも無通告で入ってくることは、これは考えられない。この点はやはり本土並みであると思つておりますが、そうなるのかどうかということをはつきりしていただきたいことと、それから核の問題でございますが、非核三原則、この三原則は先般の予算委員会等におきまして佐藤総理大臣がはっきりしたことは、いわゆる核をつくらない、持たない、この二つの原則は、これは憲法上の問題である、しかしながら持ち込まないということは政策上の問題である、こういうことを言つておるわけでありまして、したがって、つくらない、それから持たないということは憲法上の問題であるとするならば、これは沖縄においても、そういうものは日本がつくらないんですから、日本が持たないんですから、これは政府といたしまして持ち込まないということは政策上の問題であるとするならば、かりにアメリカがボリスをもし沖縄に入港させるという場合においては、これに対して問題が生じてくるわけでありまして、これが事前協議の対象にこういう場合にはなるのかどうかという点が一つあります。日本本土にボリスが入ってくる場合においては、絶対これは拒否するということとは国会で明らかにされておりますが、しかし、沖縄にこれが入ってくる場合には、これも本土並みに絶対拒否するのかわらないのかという問題が具体的に問題としてあらわれてくるわけでありまして、さらにベトナムの問題、戦争が終結をしていますが、もしも戦争状態が生じまして、沖縄を基地

として戦闘作戦行動に出る場合において、沖縄にそういうものが、いわゆる核を持ったところの戦術兵器というものが入ってくる場合において、これは持ち込まない、しかしこれは政策上の問題であると、政策というものはそのときによつてこれは流動する、変わる可能性を十分持つておるものでありますから、こういう場合においてはこれは一体どういうことになるのかという具体的に大きな問題がそこに出てくるかというわけでありまして、これも一つの事前協議の問題となつて、この場合にもやはり諸般の事情から考えてみてイエスという場合もあるし、ノーという場合もある、こういうことになるのかどうか。しからば、そういうことが具体的にあるものとするならば、いわゆる本土並みに沖縄において安保条約が適用され、行なわれるとするならば、沖縄においてそういう問題が出てまいりますと、当然その安保条約というものは本土においても、本土並みですから、結局沖縄でやられていくことは本土にも行なわれるということである、そうすると本土のほうにも沖縄と同様にボリスが入ってくる、あるいはB52が来て本土の基地を戦闘作戦行動の基地にするのではないかと、そういう不安も出てくるわけでありまして、沖縄で事前協議の対象になるというものは本土においても事前協議の対象になるのではないかと、ということをやはり国民は非常に心配しているわけでありまして、こういう問題について私は具体的に聞いておりますので、一般論でなく、具体的にひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(愛知揆一君) 私どもの考え方は、毎度申し上げておりますけれども、安保条約及びこれに関連する一連の取りきめその他了解事項等々がそのまますなにおに沖縄に適用される、返還後はそういう形にしたいのだというところで折衝を開始しておるわけでございます。したがって、これは交渉の基本線でありまして、この基本線が全うされれば、ただいまお話のとおりになるわけでございます。それが一番望ましい形であると、私は

はさように考えております。たとえば、一番最初におあげになりましたが、原子力潜水艦が寄港する二十四時間前に通告をする。これは正確に申せば、安保条約の一連の体系に基づく取りきめではございません、これは一連の取りきめに基づく事前協議の対象以外ではございませんけれども、日米間の別個の話し合いで特に事前協議が事前通告が行なわれております。沖縄に施政権が返還されますれば、私はそれをも含めて本土並みにするのが当然である、かような姿をつくり出すべくしております。

それから、その後おあげになった条種の本土において従来事前協議の対象にされておるところの了解事項は、やはりそのまま適用されますから、事前協議の対象になる、かような姿が私の描いている姿でございます。そして現在の本土の姿に沖縄がなるわけでございます。それからあとは本土も沖縄も区別がないわけでありまして、つまりいまの本土と同様に沖縄がなるんですから、あとはこの本土のあやになります、沖縄が本土並み、本土が沖縄並み、施政権返還後の本土と同じになった沖縄並みに本土がなる、これはことばのあやの問題でございます、私はいま言っているような姿を現出さすべく、われわれとしては最善の努力をいたしたいと考えておるわけでございます。

○川村清一君 簡単にもう一点お尋ねしたいのですが、そこがひとつ心配なんです。安保条約の適用が本土並みになる、こういう情勢の中において、本土とB52あるいはボリス潜水艦寄港というものは事前協議があつても佐藤政府は決してこれをイエスとは言わぬだろうというふうに国民は全部信用しておるわけです。ある程度不安を感じていないわけですか。しかしながら、イエスの場合もある、ノーの場合もある、こういうことになりますれば、沖縄にB52あるいはボリス潜水艦が来る、そこを基地にして戦闘作戦行動をとる、この場合に、ノーの場合もある、イエスの場合もある。もしイエスということになりますれば、そ

れからが、いま外務大臣がおっしゃったように、沖縄と本土とは全く変わりがなくなるわけでありまして、沖縄でイエスと言つたことは本土にもイエスという場合もあるだろう。だから、ことばのあやとおっしゃいますけれども、沖縄の本土化ではなくして、本土並みではなくして、本土の沖縄化、沖縄並みになるのではないかと、本土の沖縄配しておるわけですから、沖縄にそういうことをいふことをはつきりおっしゃつて、そういう意味において本土と沖縄は一体なんだというふうなことではつきり答弁されれば、国民は安心するわけでありまして、ここをお答えできますか。

○国務大臣(愛知揆一君) そういうふうにした

○達田龍彦君 まあなかなかすきつとした回答を

いただけなので、何のために国会で論議をして

するか、こういう形の交渉が当然私はニクソンなりあるいはその他のアメリカの首脳部との話し合いの中に出てきているということは間違いないと思います。それが全然国会の中では具体的な問題として外務大臣は回答をされないものであります。実はここに新聞の記事があるわけでありまして、けれども、十六日にヒルトン・ホテルにおける内外情勢調査会の昼食会において、国会よりもかなりはっきりしたことを講演の中で外務大臣が述べたことになっておる。その中では、ニクソンに対して核の取り扱いについて核抜きだということをお自分のほうから強く申し入れておる。しかしニクソンはそれに対して何ら回答をくれなかった、こういうことも言われておりますし、それから事前協議の弾力的な運用の問題についても、将来の問題としては十分これは問題になるであろうし、そういう事態が起こらないことが一番好ましいことであるけれども、出た場合についてどうするかについては、基準をきめるなりあるいは政治的な判断をしていかなければならないのではないかと、いうことを言われておるのであります。こういうふうに国会以外のところではかなりのことをおっしゃっておる外務大臣が、国会になりますと、ほとんど、検討中である、あるいは交渉の問題であるから明らかにできないと言っておられるのでありますけれども、私はこういうことではどうしても国民として納得がいけないのであります。そういう意味で、これらの問題について、いま申し上げたように、十一月までの交渉の中では必ず日本の態度をきちんとして交渉に当たらなければなりません。また、今回の六月の交渉もそういう問題が交渉にならなければ、あと残る問題は何かといったら、その十一月までの日程の問題くらいしか残らない。今回の交渉の経過は何かといったら、日程をきめてきたことだということになっちゃう。その日程についても、今日まだ明らかでございませぬ。私はそういう意味で、一体何がどういう形で、日本の姿勢としてはどういう姿勢で、アメリカはどのような態度で出てきたのかということをは

んとくに明確にする時期——現段階における明確にできるものは明確にすべきではないかと思うのであります。でありますから、ひとつそういう意味に立って、ではもう一つお尋ねをしておきますけれども、今後の佐藤訪米までの日程、これはどういうようになるのか。それからもう一つは、今回の交渉の中で返還のめどづけですね、沖縄返還のめどづけ、これは交渉されたのかどうか私にはっきりいたしませんけれども、感触でもつけようですから、どの時期に返還の時期づけができるか、そのことも含めて御回答いただきたいと思ひます。

○国務大臣(愛知揆一君) 先ほど申し上げましたように、日本政府の態度といたしましては、四つなり五つなりの一番大事な基本的な要請があるわけでございます。その要請のポイントについて、これは幾らやってもきりがなと言われればそれまでであります。私といたしましては委曲を尽くして米側に日本側の立場を十分説明をしたつもりであります。同時に、これに対しては、私の受けている印象では、非常に熱心に傾聴してくれた。また、私の訪米に先立って、国家安全保障会議その他手を尽くして、米側としても、最高首脳部の間でも、日本側の要請にどういうふうにひとつ対応するかという点については相当真剣な準備ができたつあったように看取できました。しかしながら、問題は非常に重大でありますし、先方としても考えなければならぬことがたくさんあるようでございますから、私はこれは国会の中で他の委員会等においてもはっきり申し上げておりますが、たとえば核の問題についてはかくかくの心証を得た、あるいはいわゆる自由出撃ということについてはこまごまの主張はきついであらうとか、そういうふうな点について私は心証として申し上げ得る程度のもつかわことはできません。何ぶんにも、俗っぽい言い方かもしれませんが、主としてこちらがしゃべり役で、向こうが聞き役に回ったような順序でもございますか

ら、そこで、七月の末にロジャーズ国務長官が来日いたしますが、またその前にきわめて最近の機会に駐日大使マイヤー氏がよいよ着任いたします。そういう段取りを経まして、今度はまた米側が相当の意見を言うかもしれない。それに對してこちらが対応して、いま明らかにしておきますような基本線をわれわれとしてはできるだけのものにするように、これもことばが悪いですが、がんばります。そうしてだんだん煮詰めてまいりました。九月十五日を予定いたしておりますが、ワシントンの第三ラウンドがあります。そうしてこれです。十一月の総理折衝に持っていきたいと考えております。したがって、ただいまいろいろおあげになりましたような事項は、ほとんどすべてが御同様の頭のの中に一ぱいになっている問題であり、かねがね国会の論議等を通じて、国民各位がどういふ点に焦点をしばり、どういふ点に懸念を持っておられるかということも私もなりに理解しておりますので、そういう御期待に沿えるように、この上とも今後の日程をこなして、そうして、わがあい短期間でございしますから、何とかして十一月までにしぼり抜いて、頂上会議に持っていくたい、かように考えております。

それから、そこで大綱がきまれば、具体的な返還については返還協定が当然必要であるから、直ちに返還協定の作業に両国が入ることにしたい。そうして、それがまともな返還の御審議をいただく。これも相当の時日が要することと思ひますが、そうやってまいりますと、一九七二年中におそらくともという私どもの提案は、むしろ即時返還に通ずるものであると思ひます。こうした国内的な手続、あるいは両国間の相談、あるいはこれに関連するたぐさんの事務手続その他がございします。そうして国会の御審議を得て、幸いにし御承認をいただければ、いただいたあとからまた若干の日をおいて正式の返還ということになります。これは小笠原のときにおいてもそうでありまして、おれでございますが、そういうことで、いまを起点にして最短距離の最短時期における正式の返還の

時期を迎えたい、こういう今後のプログラムを考えておるわけでございます。

○渋谷邦彦君 初めに、今回の沖縄返還交渉にあたりまして、国民の多くが多々の期待を寄せていたであらう、また何らかの形で、多くは望まないにしても、アメリカ側の意向というものが多少でも明らかにされるのではないかと、こういう気持ちがあったらうと私は思ひます。いまずっと答弁を伺っておりますと、印象でもって評価されている、これは一貫して貫かれた大臣のそうしたお感じやなかったか、こう思うわけでありまして、こちらの主張が行なわれて、アメリカ側のそれに対する何らかの形の回答が一切なされなかった。最初から、いま申し上げましたように、直ちに一つ具体的な問題について回答があるということ、これはもう当然不可能なことかもしれませぬ。しかし、すでにこの問題は、戦後二十四年間にわたって、日本はもとより、アメリカとしてもおそろしく相当大きな課題になっていたはずだと私は思ひます。そうしますと、いろいろなことが想定され、その想定を基準としながら沖縄返還という問題が表面化してきた場合に、たとえばアメリカ側としてはどうあるべきか、日本の世論というものは現在こうだというふうなところまで十分になされてはいるはずではないか。にもかかわらず、何らかの感触も得られない。ただ、非常に傾聴した、その傾聴した姿からおそらくはこうなるではなからうかという思惑がほとんどであります。これはやはり、これからの外交折衝を展開するにあたって、信頼と信頼というふうな外交上の基本から考えれば、最も理想的な姿かもしれませぬけれども、しかし、過去の歴史を振り返るまでもなく、必ずしもそういうようなことが日本の利益に合致するようないや外交折衝になるかどうかというところはやはり疑わしい場合もあるであろう点、私どもとしても非常に心配をするわけでございます。十一月の佐藤訪米、こうしたスケジュールを通しまして、いま外務大臣が胸中ひそかに考えられておる

こと、また今回の日米折衝を通じておそくそうなるであろうという推定のもとに立つたそういう話し合いというものが十分なされるかどうか、そしてまた今回予定されておりますロジャーズからは何らかの回答が得られるかどうか、まあこうした点について、くどいようではありますけれども、やはり御答弁の中に明快さを欠くというニュアンスもございまして、再び私はその点についてはつきりしておきたい、こう思っています。お尋ねをするわけでございます。

○国務大臣(愛知揆一君) 私先ほど、今後考えてみれば短い期間ということをお願いしてありますが、それにしても相当長期の間である。これは連続している一連の交渉でございますから、いまの段階だけで、まあたいへん失礼な言い分ですが、御評価いただくにはまだ時期が適当でないんじゃないかと思ひますし、それだけに私も、やはり単なる印象ではないかと言われましても、前にも私他の委員会でも申し上げたことがあると思ひますが、今回のこの折衝といひますか、話し合いのやり方は、私は一枚も紙を使つておりません。議事録もございません。これは日米間の相互信頼関係において、しかもやはり、私の気持ちからいへば、沖繩の施政権を返還しようといふ、いま当面の問題としては、その一つの共通の目的に向かつて、いかにして両方が合意できるような満足できるようなやり方でやろうかと言つて、この段階です。私は、まだ一回、二回ぐらいは、紙きれなどで、しかも議事録をつけて、おまえがこう言つた、おれがこう言つた、おまえがこう言つた、おれがこう言つた、といういわば団体交渉的なやり方はやつてない。あるいは、従来のようなテーブルを囲んで、名前を張りつけて、何何代表、何々代表という形でもやつておられます。したがういふ、その間においては、自分自身でも、どういふふうにかういつたようなお互いの話し合い——ほんとうに真剣に私はやつていふつもりでございますが、これをラフな表現でやかく言うというよりは自分自身も慎まなければなら

ないと思つております。ですから、十分御批判や、おしかりや、あるいは御指導をいただくことは幸いでございませうけれども、あまり細部にわたつて、これはどうだ、これはどうだ、イエスカノーカというふうにかき回されても、私としてはある程度以上お答えができない。また、ある程度以上は御遠慮申し上げることが私の立場としては適當ではなからうかと存じておりますので、その辺のところはよろしく御洞察をお願いいたします。

○渋谷邦彦君 いま大臣の言われたことは、それはもつともだと私は思ひますが、そんなさうさうしたような感覚でもつてやられたのじやないかというものは、当然考えられなければならない折衝の手腕ではないか。まあしきりに大臣自身も手腕というのを表明されておりました。ただ、こちらのほうの手の内というものが何か全部さらけ出されちゃつて、相手のほうがそれに対して少しも手の内を見せない、これじゃ何か片手落ちじゃないかというのを申し上げたくて、いまさうした点から申し上げたわけなんです。その点についてはいかがですか。

○国務大臣(愛知揆一君) しかし、これはこちらの要請が国民的な熱願に燃えている非常に大きな問題である。その最も大事なポイントについては、内外に明らかにしながら要請するということが私は一番必要なことだと思つております。ですから、あるいは私どもの考え方をもちつてすれば、もつとそのやり方もいろいろあるかもしれないけれども、やはり私は四点なり五点なりの国民的な願望とされておられますところを、何といひますかままとめまして、これをぶつけていくということに今回の折衝の皮切りがあるのではなからうかと、こういふふうにかういふわけでございまして、こちらの願望や意見を言わずして相手の意見を聞くこととすれば、やはり相手は現に沖繩というところに施政権を持つていられる立場でありますから、どうしても保守的な考え方にならざるを得ないの

じやないでしょうか。そうすれば、いつまでたつても、窓を開き、折衝のレールの上に乘せてくることはできない、私はかように考えております。○渋谷邦彦君 これからの折衝を予測してみますと、いろいろな困難な問題が横たわつていられるであらうとわれわれにもわかります。また、大臣もしきりにそのことを表明されておられたようでありま

す。まあ問題はいろいろあるかと思ひますけれども、やはり従来からしばしば沖繩論争の焦点になつております事前協議の問題でございますが、非常に私ふしぎだと思ひますことは、確かに問題になつていられるにかかわらず、この事前協議についてはいままであまり表面化されていらないと思ひます。通告を受けてから初めて協議をするのか、それともこちらで疑惑を抱いたときに申し入れをして事前協議の対象とするのか、これがまだはっきりと何と何とないわけでありまして、ちやうどいまから二年前の十二月の国会のときに、私がエンタープライズの入港をめぐるまじに佐藤総理にこのことをお尋ねしたことがございまして、そのときには、あくまでも米国の相互信頼という関係に立つて、アメリカ側の主張に對しこちらは全面的にそれを信頼して承認を、たとえば原潜等の艦船の入港あるいは主力艦隊の入港等についても許可を与えてきたと、まあ許可の段階ですから、事前協議まで進んでないわけでありまして、このことになりまして、はたして事前協議というのはいつどういふ形で起こり得るものであらうかということについて、大臣の御見解を伺つておきたいと思ひのであります。

○国務大臣(愛知揆一君) これは事前協議というもののできたときの経緯に徴すればよろしいかと思ひますけれども、安保条約において——まあこれはいろいろの見方がございまして、米国内から見れば、九年前の改定は、日本にとつて非常に有利過ぎて、アメリカにとつてこそ不平等条約だといふ意見が上院においても行なわれておるし、現にそのことの指摘をする人もいろいろあります。が、そういうことは一応別にして、とにかく双務

的に、アメリカは日本を守る義務、日本は基地の提供、その提供した基地は、本来ならばアメリカが自由に使用できるはずのものに對して、条約的、法律的に保留をしたわけですね、日本がその使用方法に對して。ですから、本来自由に使用すべきことに對して保留をしたのだから、もしアメリカがそこを使用するときに、その制限された、保留された事項を、保留を解いてもらいたいというところであるならば、事前に協議をしていただく。そして、その協議をするインシデントはしたがってアメリカ側にあるのだと、これが条約論としては私は正しいと思ひますが、しかけてくるほうはアメリカ側である——どういふ形態で、どういふ態様でしてくるかはわかりませんが、そのときに、こちらが主體的に態度をきめて、イエスカノーカをすればいいのだと、これが従来一貫してきたわがほうの態度であり、またさういふことで、この事前協議制度というものが過去九年間において事実上行なわれたことではないけれども、さういふ考え方では定着してきませんでした、私がかういふ存じております。その解釈や、私が思うに、定着したという考え方につきましては、条約論的に御必要があれば、条約局長からもさらに御説明をさせてしかるべきと思ひます。

○渋谷邦彦君 条約のことについてはあとに譲るとして、いままでの私の記憶としては、政府が一貫してこられた結論は、重要な装備の変更、また兵員の配置がえといふものについては、軍事機密に関するがゆえにこちらが捜査権を持つて調べることができない、こういうお答えもございしました。そうなりますと、一切が軍事機密にこれは属する問題でございますね、核の持ち込み等につきましても。そうならば、一番危惧されることは、いま日本の国内世論が非常にその問題を通じて高まつております。こうした背景を考えると、いわゆる事前協議の当然対象にはなるでしょうけれども、隠密裏に当然さういふ秘密的な行動をとり得るという可能性が出てきはしまいか、この点についてはいかがでございますか。

○國務大臣(愛知揆一君) 私は、この沖繩におけるたといは核があるかないかという問題に關連しても昨日も御質問を受けたのでありますけれども、それはアメリカの軍事機密によつて何人をして知らしめられないはずじゃないか、そういうものが根拠になつてゐるものに対して、あるとかなんとかということをやつてはよく出ることがでるのかという御質問を受けましたが、これと大なり小なり同じでございますが、しかし、これは核に對しても、公にされた資料等においても沖繩に置いてあることはわかつております。國際的な常識だということも言えると思ひますが、そういうところから考えましても、日本が全然知らない、事前協議をかけられない、しかも日本の本土に從來核が入つてゐたのではないかと、こういうふうな観念的な疑いを持つことはあり得るかも知れませんけれども、實際問題として、それならどういふ証拠を見せるとおしやるかも知れませんが、これは根本においては國際間の信義ということにもなりましようし、條約の順守義務といふこともありましよう。たとへば、そういうことがもし万々一にも行なわれておれば、安保條約違反といふ重大中の重大事になりますから、さうなことは絶対にないとして確信をしておるといふふうに申し上げざるを得ないと思ひます。それから、今後におきましても、日本のたとへば憲法の解釈あるいは政策に対する確信といふものを持つておきます限り、それに反するやうなことを政府としてはいたすつもりはございせんし、またその日本政府の意圖に反するやうなことが行なわれたり、あるいはいんやんや秘匿されて行なわれるといふやうなことはありやうはございせんし私は申し上げざるを得ないと思ひます。

○渋谷邦彦君 これは國際常識——ことばじりをつかまえてたいへん恐縮でございますけれども、それが慣行として行なわれるとするならば、昭和四十二年に初めて入港した第七艦隊の主力艦艇であるエンタープライズ、当然核装備がされてゐたといふのが當時隠れもない、そういう事実と言ふことはできないにしましても、そういう考えを持つていたわけでありませう。どう考へても、第七艦隊の行動といふものは、一触即発に備へて絶えずそれに対応できる編成といふものがとられてゐるはずであります。こうなりますと、どう考へてみてもそういうふうにならざるを得ない。にもかかわらず、あの當時も、エンタープライズには核装備が全然施されてゐない、これが政府の答弁であつたわけですね。確かに、いまのお話を承りますと、アメリカに對する信頼——私もしたいと思ひます。けれども、昭和二十五年に勃発した朝鮮戦争のあの當時のいろいろの資料を検討してみますと、特に外國通信社の記者によつて伝えられるところによれば、明らかにあれは一つの謀略であつたと、いわゆるまぼろしの軍隊と相對決するといふ、そういうやうな事態を今日われわれは知つております。うがつた見方を言へば、そういうやうな戦いを引き起こして、あわよくば日本をして再軍備の道を開かせるやうといふ、いろいろなさういふ考え方が出てくるのだらうと思ひます。であります、それはともかくとして、過去においてもそういう信頼の置けない事實が起つておるわけでありませう。はたして將來においてもそういうことが全くあり得ないかといふことになりますと、やはりここにはインタロゲーションマークがつくのではないかといふことをおそれるがゆゑに、こういう問題はしばしば繰り返されつゝ、この議論の焦点にならざるを得ないと、こういうことを私どもはやはり心配するわけでありませう。次に、もし事前協議の問題が表面化した場合に、これが起り得る可能性があるかどうか、これが第一点。それから第二点としては、そういう事態が起つた場合に、だれがどういふところで、どういふ方法で一体事前協議をするのか、実は本會議のときに私質問をさせていただきましたけれども、明快な御答弁をいただけませんでしたので、あらためてここで大臣からお答をいただきたい。

○國務大臣(愛知揆一君) これはまあ通常の場合におきましては、外交チャンネルを通じて、つまり國務省と外務省のラインでもって事前協議がかけられてゐるものと考へております。だれがどういふことであります。

○國務大臣(愛知揆一君) 外交チャンネルでございますから、東京においてかに行なわれるとすれば、アメリカ駐日大使から外務大臣へという筋だろつと思ひます。それからワシントンにおいて行なわれるときには國務省から駐米大使に、これが通常いわれる外交チャンネル、これが普通の場合使われるルートであると思ひます。

○渋谷邦彦君 重ねてお伺いしますけれども、さうなりますと、結論的には、外務大臣と國務長官の間にいわゆる事前協議をする、まあ折衝相手といひますか、そのように理解してよろしうございませうか。

○國務大臣(愛知揆一君) やはり、兩國政府間の協議といふことでございませうから、通常の場合にはそのルートが用いられると、かように御理解いたしてつてくださると思ひます。

○渋谷邦彦君 最後にもう一点だけ。どうもまともの質問になつてしまつてたいへん申しわけないのですけれども、ちょうど條約局長もいらつしやいますから、最後に確認をしておきたいのですが、前後のことは全部省きます。條約局長は、沖繩から直接作戦行動が行なわれる場合に、当然日米間は軍事的には一緒になるという意味のことを言われておるわけですね。ところが、先般の私の質問に對しましても、総理は、日米間の軍事的に一体化の道は開かないと、そういうふううに理解されては困るというふうにお答へがあつたわけですね。この辺の矛盾はどういうふううに理解したらよろしいのでございませうか。

○政府委員(佐藤正二君) いまお聞きになりました私の答弁、今年の予算委員会だつたと思ひます。私がお答えいたしましたから覚えておりますが、あのときのお話は、いろいろな事態の設定がございまして、日本からアメリカ軍が発進して、それに対して報復攻撃が行なわれたと、それでいふゆる日本に對する攻撃が行なわれたと、それで日本が戦争に入つたと、こういう形のときに一体どうなるかという御設定だつたと私記憶しております。それで、したがつて法律論をやりまして、そのときお答えいたしました、日本は日本の個別的自衛権、アメリカは當然日本との安保條約の關係で日本に對する一体の集團的自衛権と申しましたと、そういう形になりますとお答えいたしました。あとで、それでは實際的にはどうなるんだと、こういうお話になりましたので、結局アメリカも日本も戦争に入りますから、したがつて事實上は一緒の戦争になりますとございませうと申しましたのが私の答へでございます。したがつて、法律的な問題といたしましては、これは韓國は韓國で米韓條約の義務として動いておられますし、アメリカはアメリカとして日本が攻められた場合には安保條約の義務として動いておりますし、日本は個別的自衛権で動いておりますと、これは法律的に申せばそういう形になりますと、これはそのときも申し上げたと思ひます。

○渋谷邦彦君 時間がないからやめます。次に回しましう。

○春日正一君 時間が非常にないので、かみしもを脱いだ形で聞きしますけれども、やはり一番沖繩の問題で問題にされてゐるのは、一つは核の問題だと思ひます。そこで、いろいろのお話がありましたが、最近の国会で法制局長官は、核の持ち込みは憲法の違反にはならぬと、憲法上の問題ではないと、政策上の問題だといふふううに法解釈を出しておられますし、それから総理も非核三原則といふのは佐藤内閣の政策であるといふふううに言つてゐるんですね。そうすると、佐藤内閣のもとでも状況判断がかわれば持ち込みを許すといふやうな政策の変更といふものは論理上當然あり得るわけだし、佐藤内閣の一貫性からいって、佐藤内閣である限りはその政策変更はないとしても、佐藤内閣以後になればどういふ政策とるかといふ

○國務大臣(愛知揆一君) これはまあ通常の場合におきましては、外交チャンネルを通じて、つまり國務省と外務省のラインでもって事前協議がかけられてゐるものと考へております。だれがどういふことであります。

○國務大臣(愛知揆一君) 外交チャンネルでございますから、東京においてかに行なわれるとすれば、アメリカ駐日大使から外務大臣へという筋だろつと思ひます。それからワシントンにおいて行なわれるときには國務省から駐米大使に、これが通常いわれる外交チャンネル、これが普通の場合使われるルートであると思ひます。

○渋谷邦彦君 重ねてお伺いしますけれども、さうなりますと、結論的には、外務大臣と國務長官の間にいわゆる事前協議をする、まあ折衝相手といひますか、そのように理解してよろしうございませうか。

○國務大臣(愛知揆一君) やはり、兩國政府間の協議といふことでございませうから、通常の場合にはそのルートが用いられると、かように御理解いたしてつてくださると思ひます。

○渋谷邦彦君 最後にもう一点だけ。どうもまともの質問になつてしまつてたいへん申しわけないのですけれども、ちょうど條約局長もいらつしやいますから、最後に確認をしておきたいのですが、前後のことは全部省きます。條約局長は、沖繩から直接作戦行動が行なわれる場合に、当然日米間は軍事的には一緒になるという意味のことを言われておるわけですね。ところが、先般の私の質問に對しましても、総理は、日米間の軍事的に一体化の道は開かないと、そういうふううに理解されては困るというふうにお答へがあつたわけですね。この辺の矛盾はどういうふううに理解したらよろしいのでございませうか。

○政府委員(佐藤正二君) いまお聞きになりました私の答弁、今年の予算委員会だつたと思ひます。私がお答えいたしましたから覚えておりますが、あのときのお話は、いろいろな事態の設定が

ございまして、日本からアメリカ軍が発進して、それに対して報復攻撃が行なわれたと、それでいふゆる日本に對する攻撃が行なわれたと、それで日本が戦争に入つたと、こういう形のときに一体どうなるかという御設定だつたと私記憶しております。それで、したがつて法律論をやりまして、そのときお答えいたしました、日本は日本の個別的自衛権、アメリカは當然日本との安保條約の關係で日本に對する一体の集團的自衛権と申しましたと、そういう形になりますとお答えいたしました。あとで、それでは實際的にはどうなるんだと、こういうお話になりましたので、結局アメリカも日本も戦争に入りますから、したがつて事實上は一緒の戦争になりますとございませうと申しましたのが私の答へでございます。したがつて、法律的な問題といたしましては、これは韓國は韓國で米韓條約の義務として動いておられますし、アメリカはアメリカとして日本が攻められた場合には安保條約の義務として動いておりますし、日本は個別的自衛権で動いておりますと、これは法律的に申せばそういう形になりますと、これはそのときも申し上げたと思ひます。

○渋谷邦彦君 時間がないからやめます。次に回しましう。

○春日正一君 時間が非常にないので、かみしもを脱いだ形で聞きしますけれども、やはり一番沖繩の問題で問題にされてゐるのは、一つは核の問題だと思ひます。そこで、いろいろのお話がありましたが、最近の国会で法制局長官は、核の持ち込みは憲法の違反にはならぬと、憲法上の問題ではないと、政策上の問題だといふふううに法解釈を出しておられますし、それから総理も非核三原則といふのは佐藤内閣の政策であるといふふううに言つてゐるんですね。そうすると、佐藤内閣のもとでも状況判断がかわれば持ち込みを許すといふやうな政策の変更といふものは論理上當然あり得るわけだし、佐藤内閣の一貫性からいって、佐藤内閣である限りはその政策変更はないとしても、佐藤内閣以後になればどういふ政策とるかといふ

○國務大臣(愛知揆一君) これはまあ通常の場合におきましては、外交チャンネルを通じて、つまり國務省と外務省のラインでもって事前協議がかけられてゐるものと考へております。だれがどういふことであります。

○國務大臣(愛知揆一君) 外交チャンネルでございますから、東京においてかに行なわれるとすれば、アメリカ駐日大使から外務大臣へという筋だろつと思ひます。それからワシントンにおいて行なわれるときには國務省から駐米大使に、これが通常いわれる外交チャンネル、これが普通の場合使われるルートであると思ひます。

○渋谷邦彦君 重ねてお伺いしますけれども、さうなりますと、結論的には、外務大臣と國務長官の間にいわゆる事前協議をする、まあ折衝相手といひますか、そのように理解してよろしうございませうか。

○國務大臣(愛知揆一君) やはり、兩國政府間の協議といふことでございませうから、通常の場合にはそのルートが用いられると、かように御理解いたしてつてくださると思ひます。

○渋谷邦彦君 最後にもう一点だけ。どうもまともの質問になつてしまつてたいへん申しわけないのですけれども、ちょうど條約局長もいらつしやいますから、最後に確認をしておきたいのですが、前後のことは全部省きます。條約局長は、沖繩から直接作戦行動が行なわれる場合に、当然日米間は軍事的には一緒になるという意味のことを言われておるわけですね。ところが、先般の私の質問に對しましても、総理は、日米間の軍事的に一体化の道は開かないと、そういうふううに理解されては困るというふうにお答へがあつたわけですね。この辺の矛盾はどういうふううに理解したらよろしいのでございませうか。

○政府委員(佐藤正二君) いまお聞きになりました私の答弁、今年の予算委員会だつたと思ひます。私がお答えいたしましたから覚えておりますが、あのときのお話は、いろいろな事態の設定が

いう保証はないと、そこに国民は非常な不安を
持っているわけですね。だからこの点で、佐藤内
閣きりの問題として、まあ大臣は佐藤内閣の大臣
だけれども、この問題言われておいでなのか、そ
れとも将来にわたって持ち込ませない方針を打ち
立てるといふ意味で言われているのですか、そこ
のところを本会議で聞き出したのだけれども、御
返事がなかったのですが、どうなんでしょうか。

○国務大臣(愛知揆一君) これはなかなかむずか
しい問題だと思ひますし、それから憲法論など
をかえって申しますとややこしくなるかと思ひ
ますが、要するにこの三つの原則のうちの二つは
少なくとも憲法にかかわる問題であると、私かよ
うに考えております。憲法上非常に少なくとも疑
義がある、違反とは言わないまでも、それから、
外国軍隊等の持ち込みということになれば、そう
いう憲法上からいへば解釈はつき得る性質の問題
であらうと、こういうのが常識的に言つて憲法論
であらうかと思ひます。私も大体それで正しいん
じゃないだらうかと思ひますが、第三を含めまし
て、これは佐藤内閣の非核三原則でございます。

これは明らかにそうですが、同時に、この三原則
は三原則だけではないかぬのであつて、これも私の
解釈を申しますと、やはり安保体制下における非
核三原則でありますし、それからあるいはその平
和利用ということについては各国と全く平等であ
りたいと、それから核軍縮についてはあらゆる努
力をして持てる国相互間でもつてやつてもらいた
いと、こういうこととあわせてこの非核三原則と
いうものは成り立つと、そういう意味で佐藤内閣
のまさにこれは基本原則でございますから、佐藤
内閣に関する限りはこれは変えたくない、もう何
としても守り抜きたいと、おそらくは佐藤内閣を
自民党内で支持している者は相当御承知のように
多いわけですから、かりに将来の場合におきまし
ても、自民党内閣でございますならば、この三原
則というものはいま申しましたような意味合いに
おいて私は守り抜いていけるものであると、私も
一党員としてはそのつもりでいきたいと、こう

思つております。

○春日正一君 この問題は、総理にほんとうは聞
くべきことで、外務大臣をあまり責めても無理な
ことだと思ひますけれども、いままでの警察予備
隊以来の自衛隊のずっとできてくる経過、六〇年
安保以来の国会での論議、制度、政策の経過とい
うことを見ていくと、時代によってどんどん変わ
つていっている。これは明白です。そうすると、いま
外務大臣が言われたような、何といひますか、希
望といひますか、そういうものがあつたとして
も、論理的に言へば、これはいつでも変わり得る
ものだし、核持ち込みということに関して言へ
ば、持ち込み禁止法というようなものがはつきり
つくられなければ、将来にわたつて安心するわけ
にはいかない、こう理解していいわけですね。

そこで、その次にお聞きしますが、いかなる場
合にも核兵器の持ち込みはさせない、佐藤内閣の
政策として許さないというふうに言つております
が、日米安保条約第五条の日米共同防衛の問題で
すね、この場合でも核の持ち込みは絶対許さない
ということになるのかどうかということですね。

○国務大臣(愛知揆一君) これは五条は、六条
と、いまさら申し上げるまでもなく、非常に性格
も違ひますし、いわば日本民族お互い、全く、何
といひますか、危機を前にしたというような緊急
異常の事態だらうと思ひます。ですから、おのず
から六条の場合とは全く違つた見方ではないけれ
ばならぬと思ひますが、それはそれとして、やは
り非核三原則はできるだけ守り抜いていきたいと
いう基本的な考え方には私には変わりはないと思ひ
ます。

○春日正一君 佐藤総理は、昨年三月二日の衆議
院予算委員会で、共産党の松本議員の質問に答え
て、日本が核攻撃を受けた場合、日本を守るのに
アメリカ軍が自由な行動をするのを拘束するのは、
アメリカの抑止力にたよることにならないことにな
ると言つて、あの非核決議ですね、野党三党が出し
たあれに賛成しないということ言われておるの
ですけれども、こういうことになると、安保五条

の発動のときには、米軍の核持ち込み、核使用と
いうことを日本の政府が認めるといふ可能性とい
うものは非常に大きいことになってくる。そのた
めに、非核武装宣言というものを国会で決議され
ては困るんだ、手を縛るということ言つておら
れる。そういうことを考えると、非常に心配に
なつてくるのですけれども、そこらはどうなんで
すか。

○国務大臣(愛知揆一君) 先ほど申しましたよう
に、第五条の、しかもその中でも観念的な問題で
すが、特に掲げられるというか、特記されるよう
な、ほんとうにたいへんな状態を目の前にして、
しかも核攻撃がかつてきたというふうなとき
は、ほんとうにこれは予想もされないような緊急
異常の事態ではなからうかと思ひます。それはそ
れとして、核持ち込みということは何としても
やらせたくないというのが、一方において私は基
本国策としてできるだけ守り抜いていくべきもの
だと思ひます。で、むしろ、先ほど申し上げまし
たように、非核三原則というものは関連するほか
のものの中の一つだと私は思ひますから、した
がつて、日米安保体制の堅持とか、あるいは核軍縮
の国際的規制とか、あるいは核の平和利用の促進
ということの一つのパッケージの中に入れて非核
三原則というものを国会で決議しようというのな
ら、私は大賛成だと思ひます。

○春日正一君 これで終わりますけれども、外務大
臣はアメリカへ行つて沖繩の基地の機能をそこな
わないう方式ということを提唱されて、特に自衛隊
の増強の問題とか、沖繩の防衛の問題、アジア地
域への経済援助の増大の問題とかというようなこ
とを話をされたということなんですから、と
いうことは、全体として、つまり基地の機能をそ
こなわないうことのために、返つてくるという
条件のもとで、それを補充するものとして自衛隊
を増強する、あるいはアジア地域への援助を増大
するといふような意味で、これを一つのパッケ
ーにすれば、いわゆるアメリカの極東における戦
力というものはいささかも減らないと、だいい

うぶと、こういう構想を政府は持つておいでにな
るのですか。

○国務大臣(愛知揆一君) この私のいふる基地の
効能、機能をそこなわないうにというのは、現在
のことだけを意味しているわけではございませ
んで、施政権返還後における基地の性格、機能は何
であるといへば、いま本土における基地に期待さ
れている効能であり、機能である、こう私は理解
すべきものであると思つております。したがつ
て、その点についての私の最初の御説明は、
ちよつと舌足らずだと思ひますけれども、そ
ういふ意味で私は申し上げておるわけです。つま
り、いまは沖繩に核があるということは国際的常
識だと思ひます。それから、アメリカ本土と同じ
ように、沖繩の基地は米軍によつて自由潤達に使
われている。私の基本的な交渉の路線からいへ
ば、核なしで、そして本土並みの安保の適用で
ございまして、そこだけでも大きな制約が出てく
るわけでありまして、その範囲内でも、たとえば沖
繩県民の方々が快く協力し得るような体制の上の
基地というふうな意味で、基地の効能が日米安保
条約の目的を達成する上においてそこなわれない
ようにと、もう少し説明を加えれば、そういう意
味で申したことでございまして。

○春日正一君 もうちよつと一言。そうします
と、外務大臣は本土の基地と返つてくれれば同じだ
と。条約上は同じですけれども、機能上にはやは
り違いはあると思ひます。あの位置といい、
それから周辺諸国の関連といい、機能上の違いと
いうものは、これは同じ日本の国土の中としても
当然あり得る、そういうものだと思います。た
だ、安保条約の中に入つてくると、そのためにい
ろいろないままであつたものが使えない制約が出
てくる。それをそこなわないうにすることが増
強するということになれば、これは日米共同防衛
体制といふような意味からいへば、その関係とい
うものはいままでよりも一そう強いものになつて
くる。そして日本側の役割りといふものは一そう
大きいものになってくる。これは間違いないです

ね。

○国務大臣(愛知揆一君) それは、これも本土並みでございまして、ただいま春日さんのおっしゃるのとおりだと思ふのです。たとえば、北海道の某所にあるところの基地と、それから東京周辺にある横田にある基地とは、そのファンクションが違ふだらうと思ふのです。地理的な条件も違ひますし、そういう意味ではファンクションの内容は違ふと思ふのです。沖縄の施政権返還後における基地といえども、そういう点では私はお考えと同じだと思ふのです。その第二段のところは、これもやはり本土並みじゃないかと思ふのです、地理的条件の差というものはありますけれども、施政権が返つた以上は、自衛隊が陸海空において、自分の憲法上の制約のもとにおける任務遂行のために役割りが広がる、その部分はアメリカの役割りが狭まる、そういう協力関係が設定される。いままで米軍がただひとりでやっておつたところへ、日米の合作ができる、これは日米安保条約の期待しているところではないかと思ふのです。これが本土並みではないか、それができることはけっこうだというのが私の考え方でありまして。

○委員長(山本茂一郎君) ちょっと速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(山本茂一郎君) 速記を始めて。

○渋谷邦彦君 防衛局長がみえておりますので、二、三お尋ねをしておきたいと思ふます。

先日、本会議で、防衛庁が出された見解なるものを通しまして、佐藤総理に所信をたしたわけでありましたが、つまり日米安全保障条約が解消した場合には核装備、徴兵制度というのは憲法や国民感情を抜きにして遂行されるべきである云々、こうした問題は確かにショッキングな内容でありまして、はたしてどういふ意図をもつて出されたのか。なるほど、報道によれば、防衛庁長官あるいは防衛局長のいろいろ弁解が出ております。それも拝見しております。ただ、事柄が非常に重要なことだけに、一体表面にあらわれたこの弁解だ

けではやはり得心がいかないということもありまして、こうした公式の場においてあらためて防衛局長の見解をまず最初にたしたいと、こう思ふいます。

○政府委員(大戸基男君) ただいま、新聞に出ました、いわゆる自衛隊と新聞は書いておりましたが、あの文書のことについてのお尋ねと存じますが、この文書についてのいきさつを説明申し上げます。これは御了解いただけるかと思ふます。この文書は、ある国会議員の方から、日米安保体制の必要性を論証したいということ、その資料にしたがひからということがそのポイントでございまして、そういうことから、ひとつ仮定の問題だが、かりに安保体制がなくて、日本の防衛を自衛隊だけでやる、その場合に、憲法上の制約とか、いろいろの国民感情とか、もちろんあるわけですが、現実にそういうことを考慮しないで試算してみても、現実にはそういうことを考慮しない性質を逆に論証する御意図だったようでございます。安保の必要性はいろいろの角度から積極的に論じられておるわけですが、いわば消極面といえますが、逆の立場で、かりに安保がなければこんなたいへんなことになるやうなことをお考えだつたやうでございまして。こんなことになりやうだといふのが、自分ではよく計算できない、だから計算してくれないかと、こういう御意図であつたやうでございまして。条件は、いま申し上げましたやうな条件でつくつてみてくれと申し上げたわけでございます。われわれとしましては、安保の必要性を論じられることは、もちろん政府の施策ですからけっこうだと思ふますけれども、自衛隊が何もかも全部やる、非核三原則がかりになくて、安保体制がなくてというところで政策を考えているわけではもちろんないわけで、安保体制のもとに、もちろん憲法を前提として防衛力を漸進的に整備するといふことは、二次防、三次防ですつとやってまいりましたし、毎年いろいろ計画を立てておることは当然でございますけれども、いまお話ししましたやうな条件は、実はだ

れも自衛隊で考えておるわけではございませんで、非常にむずかしい仕事でちよつと簡単にではできませんというのを申し上げたわけですが、逆にも、いや、さつき申し上げたやうなことで、逆に論証したい資料にするんだからとかくやつてみたくてというやうな、こういうお話なものですから、一応やつてみました。いま申し上げたやうに、日本のいろいろのあれに計算の基礎があるわけではございません。それでしやうがありませんので、国際的な資料、ミリタリー・バランスとか、国連のウ・タント総長の報告とかいうやうなことを参考にしながら、かりに核を持つことになりますとこんなことになりますとやうなことを、かりに計算するとやうなやうなことを、つづつて申し上げた、こういうことでございまして。したがういまして、あれが防衛庁の見解とか政府の見解だといふことでないことはもちろんのことであるといふふうに御了承いただきたい、こう存するわけでございます。

○渋谷邦彦君 いまの御説明で、そのままであれば、まことにけっこうなことだと思ふのであります。けれども、ただ今日まで、申すまでもなく、安保体制の問題等については最も先鋭化した国民感情といふものがございまして。それだけに、うがつたものの見方をすれば、むしろそれは、ある国会議員、どなたでもけっこうございまして、事実あつたかもしれないけれども、防衛庁としていまそういうことがないとおっしゃいましたけれども、将来すべてこれは仮定になることは当然だと思ふのです。その上に立つて、日米安全保障体制といふものが解消された場合には、防衛庁としてはこういう青写真を持っているんだといふやうに受け取れないこともないと思ふのですけれども、全今日までそういう問題については国会議員の方から資料を要求されるまで検討の対象になつたことはございせんか。

○政府委員(大戸基男君) 防衛庁は政府の機関でございます。政府の施策に従つて案を立てるといふのは、申し上げるまでもなく当然のことでございます。

ざいします。政治家の方が、安保体制の必要性、あるいは必要性がないと論ぜられることは、当然あり得ることだと存じますけれども、自衛隊、防衛庁といふものが案を立て、策を立てるといふことにつきましても、政府で定められた施策の範囲内で、防衛庁に課せられた任務の範囲内で案を立てることは当然でございます。申し上げるまでもないことで、当然のことを申し上げたわけですが、いふまでも、先生が念を押されましたやうな、防衛庁が将来あるいは憲法の制約を越える、あるいは安保体制がないといふやうな青写真を考えていることは一切ないかといふ念の押され方のように承りましたけれども、そういうことは絶対にございせん。

○渋谷邦彦君 全くそのとおりであるということであれば、問題にならないと思ふますけれども、なぜこうしたことがマスコミにとらえられ、あたかも防衛局の見解となつて発表されなければならなかつたか、その経過について考えてみると、やはり心配な点が出てくるわけでありまして。その辺のいきさつはどうなつておるのですか。

○政府委員(大戸基男君) 最初に申し上げましたやうに、立法院の方がいわば政府と同じ立場だと、その立法院の方は政府と同じ立場に立たれる方だと思ふます。御依頼の趣旨から考えまして、先ほど申し上げましたやうに、政府の施策と同一の立場に立つて安保の必要性をいろいろの角度から論じたいといふことで、普通は表から論ぜられるのを、いわば裏から論じたいといふ発想をお持ちになつた。それに役立つ資料をとかくつてほしいといふことでございまして、普通の方々が考えられぬやうな試算を無理にやつたわけでございます。その文書がその依頼された方以外の目に触れたと思われまして、そういういきさつを御存じない方が、そのいきさつを御存じなつてその文書だけをあらうと、前提となる条件を御存じなければ、こういうふうな核装備が何兆円もかかるかといふやうなことが文書自身には書いて

あるわけでございますから、誤解されて、いかにも何か防衛庁がそういう案を立てているのかのごとく受け取ったのではないかなというふうに、そこは私の推測でございますけれども、私はいきさつをよく知っておりますので、正直に申し上げてそういういきさつなものですから、そういうことを聞いてきた方に説明しますと、わかりましたと、こうおっしゃいましたし、それから衆議院の内閣委員会でも先生と御同様の御尋ねを受けました。私全く同じことを申し上げたわけで、それで御了承をいただいたわけでございますが、いま申し上げましたように、そういう前提なりいきさつを御存じなくして文書だけをごらんになると、そういうふうな誤解を生じたのではないかと、こういうふうに考えるわけでございます。

○渋谷邦彦君　ただ最後に要望として、やはり国民を刺激するようなことは現状としてきわめて遺憾だと私思いますので、今後こうしたたぐいの問題が起こった場合には慎重を期していただきたいというふうに要望として申し述べておきたいと思

います。
○小林武君　関連。先ほど来の御質問の中にある議員の何ですか、講演か何かかもしれないけれども、材料のためにつくられた、あるいは研究のためにつくられたということもあるかもしれないね。こういうことは、ある程度誠意を持ってやる場合に、各省の中においてやれるものもあると思うのですね、私は。たとえば、いまちょっと話が出たのですが、日本の畜産の将来はどうだという場合に、日本の畜産というふうなものを考えた場合にどういことが展望されるかというふうなことを、これについて、与党であろうと、野党であろうと、これはまあ協力をされることはけっこうだと思ふのです。しかし、いまの内容にわたることになると、かなり憲法上の問題にもかかわるようなことにだんだん発展していく要素がある。そういうものに一体そういう協力するということはどうかという考え方をぼくは持つのです。なお議論が展開していけばいろいろなところに波及す

る問題である。それは与党だからやったということなのか、野党でもかまわぬのか、与党だか野党だかわかりませんからこれはどっちとも言われませんが、そういうことは防衛庁としてその種のものにこれからも与野党を問わず要求があればやるということなのかどうか——やるということだろうと思うけれども、そういう性格のものでもやるということか、この点ちょっと聞いておきたい。

○政府委員(大戸基男君)　先ほどからお答えいたしましたように、防衛庁は当然政府の機関でございますので、政府の施策に反するような案といえますが、資料といえますが、そういうものをつくるときは、資料にないことは当然かと思ひます。資料の要求は、与野党を問わず、いろいろ一般的に御要求でございます。与野党を問わず、われわれは必要な資料は御提出しているというのが一般の立場でございます。

先生の御指摘の、今度の文書はそういう限界を越えているのじゃないかというふうな御尋ねのよう受け取れましたけれども、その立法府の方が、核装備はかくするのだ、憲法を無視するのだというお考えで、つまり政府の施策と違ひ、反対の立場でわれわれに資料を要求されれば、お断わりしなければいかぬと思ひます。また、そういうことをお考えの方ではなかったと私は確信するわけですが、先ほど申し上げているように、政府の施策と一致したお考えであつて、ただ、普通言われて

いる表のほうからの説得のしかたでなくて、裏からの説得のしかたをしたい——安保は必要なんだ、戸締まり論とか、いろいろその他ありますけれども、かりに安保がなければこんなことになりそうだということを、御自分ではちよつと計算できない、全く見当もつかない、その見当をつけてくれないかということ、われわれも実はそういう仕事をしよつちゅうやっているとではございませんから、むずかしいわけではございませんけれども、そういう立場からの資料要求といえますか、試算をしてくれということですから、むずかしいけれどもやってみましょう。つまり、政府の施策と一致

する方向ですから、御協力申し上げた、こういうことでございます。

○小林武君　まあきょうはやめますけれども、速配録よく読んで、いづれまたその機会がありましよう。ただ私はそれについて多少疑義は持っているということだけの意思表示をしておきます。

先ほど申し上げました、くどいようですけれども、与党であろうと、野党であろうと、あなたたいへん強調されたのは、政府の方針に同調する立場だということになると、これは野党の場合だめになる。私はいま畜産の問題を例に出したけれども、それは政策と違つておつても、日本の沿岸漁業はどうなつていくとか、あるいは日本の沿岸漁業がどうなるかというふうなことでございませう、これは政策に反対、賛成の別なく、やはりやられるべきだと思ふ。しかし、そのいま質問の中にあらわれてきた、あなたたちの作成された問題は、これは多少性格を異にする私は判断するので質問しておるわけですが、まあ後日に譲ります。

○委員長(山本茂一郎君)　本件に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。
本日はこれにて散会いたします。
午後四時散会

昭和四十四年六月二十六日印刷

昭和四十四年六月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局